


報道発表資料の配付日時 11月15日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について(高病原性確定根室振興局・標津町 道内6例目)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 11月6日に標津町内で回収された死亡野鳥(タンチョウ)1羽について、環境省から、本日、国立環境研究所で実施した遺伝子検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が確認された旨、連絡がありました。</p> <p>【野生動物対策課 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ情報ページ】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/birdflu.html</p>  <p>〈今後の道の対応〉</p> <p>(1) 根室振興局は、野鳥監視重点区域における監視強化を継続します。なお、現時点で道内において、野鳥の大量死等の異状を認める報告はありません。</p> <p>(2) 回収地点から半径3kmの区域内には立入検査を必要とする家きん飼養農場(100羽以上飼養)はないことを確認済みです。なお、現時点で道内の家きん飼養農場において、異状を認める報告はありません。</p> <p>(3) 根室振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会構成員には情報共有をもって発生予防対策の徹底を図ります。</p> <p>(4) 死んだ野鳥を発見した場合には、素手で触らずに、根室振興局保健環境部環境生活課自然環境係(0153-24-0257)に連絡してください。</p>		
参考	○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 死亡していたり、衰弱している鳥などの野生動物を見つけても、素手で触らない、触った場合は手洗いするなど、死んだ鳥などの野生動物との接し方について注意喚起をお願いします。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	環境省、道政記者クラブ	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>・根室振興局保健環境部環境生活課長 永井 秀和(電話:0153-22-2810)</p> <p>・根室振興局産業振興部農務課長 白岩 光康(電話:0153-22-2805)</p>		